

(仮訳)

気候関連開示の推進に関する報告書

2021年7月7日

企業が気候関連金融リスクについてグローバルに一貫性があり比較可能な情報を開示することは、市場参加者や金融当局にとって益々重要になっている。

気候関連開示に関する第三者により策定された枠組みが多数存在する中で、実務面でのグローバルな調整は、一貫性があり比較可能な情報開示を実現し、収斂を進めることにつながる。気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づく枠組みを用いた気候関連開示の実施は、予定されている気候関連の国際的な報告基準との収斂に向けた重要な一歩となるだろう。実務面でのグローバルな調整は、一貫性があり比較可能な開示を実現し、収斂を進める。金融安定理事会（FSB）は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組み及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体や各国・地域の当局を含む幅広い利害関係者を緊密に巻き込んで、このベースラインとなる国際的なサステナビリティ報告基準を策定する、国際財務報告基準財団（IFRS財団）の作業プログラムを歓迎する。

FSBは、2021年上半期に、気候関連開示の推進に関する各国・地域の金融当局の実務を把握するために、FSBメンバーを対象にサーベイを実施した。このサーベイは、TCFD提言に基づく要求事項やガイダンスの実施に向けた、実務面でのギャップや課題を特定した。これらは以下に関するものである。

- i. 気候関連開示の一貫性（気候関連開示の枠組み、及び法域間・法域内での協調の基礎としてのTCFD提言の活用を含む）
- ii. 気候関連開示の信頼性（気候関連開示の進捗や第三者による検証を促すための規制・監督上の仕組みの活用を含む）

本報告書は、金融当局による、より広範な公共政策の目的、規制および法的枠組みに照らして適切と考える枠組みの策定を支援するため、提言という形で、ハイレベルなガイダンスを設定している。本報告書は以下の点を推奨している。

- 金融当局は、気候関連財務情報の開示について、各法域の法規制の枠組みに沿っ

て、TCFD 提言に基づく枠組みをすべてのセクターで使用すること。

- 金融当局は、取組みの共有を促進し、気候関連開示枠組みの実施に関する法域間の相互支援を行い、業界全体の認識、技術的知識及び対応能力を高めるための国際的な取組みを加速させること。
- 金融当局は、気候関連開示に関して、すべてのセクターの企業に明確で一貫した期待、ガイダンス、要件を提供するために、積極的に協調すること。
- 情報開示の実務が時間とともに発展し、改善されていくにつれ、より長期的に、金融当局は、企業の情報開示について、必要に応じて何らかの形で第三者による検証や保証を求めることで、気候関連開示の信頼性向上を支援できること。

各法域内での金融当局間、法域間、および関連組織との協調を継続することが、気候関連開示の進捗を加速するという要求に応えるために、最も重要である。